## 議案第17号

## 令和3年度愛西市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度愛西市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	10, 310	戸
(2) 年 間 総 給 水 量	2, 937, 000	$m^3$
(3) 一日平均給水量	8, 047	$m^3$

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	Ц	Z	入		
第1款	水道事業収	益		495, 563	千円
第1項	営業リ	又 益		445, 047	千円
第2項	営業外	収益		50, 512	千円
第3項	特別	刊 益		4	千円
	3	Ż	出		
第1款	水道事業費	用		499, 627	千円
第1項	営業	費用		483, 292	千円
第2項	営業外	費用		13, 433	千円
第3項	特別力	損 失		902	千円
第4項	予 備	費		2,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支 出額に対して不足する額216,445千円は、過年度分損益勘定留保資金200,357千円、当年 度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額16,088千円で補てんするものとする。)。 収 入

第1款 資本的収入 56,196 千円

第1項 分 担 金 9,688 千円

第2項 工事負担金 46,508 千円

支 出

第1款 資本的支出 272,641 千円

第1項 建設改良費 247,415 千円

第2項 企業債償還金 25,226 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、 又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら ない。

(1) 職員給与費

77,786 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、4,959千円と定める。

令和3年3月4日提出

愛西市長 日 永 貴 章